

政府機関を招致しての全員協議会質問

2015年8月6日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。

最初に被災者支援についてです。国は、子ども被災者支援法の基本方針の改定案を示して、その中で「県が自主避難者の住宅支援打ち切りの方針を決定したことは整合的である」としていることに対して、全国で避難している人たちから怒りと見直しを求める声が上がっています。避難者の不安をどのように受け止めているのか伺います。

復興庁福島復興局 田谷聡局長

被災者の方々は、避難先の生活が継続し生活の基盤が出来ている方も多い中で、帰還するか避難先などで定住するかの判断をするために子どもの就学あるいは仕事のことなど様々なことを考慮することが必要となりまして、被災者の方々それぞれのお立場、それぞれの環境の中で、その人一人一人に応じた様々なお悩みを抱えてらっしゃるものと思料しているところです。

宮本県議

不安を抱えているということを承知の上で、住宅支援を打ち切ることですから、不安は避難者の責任ということなのかお答えください。

田谷局長

基本方針の改定案では、支援対象地域を縮小してもいいんだけど当面それはしないとうたっているわけでございます。これはどういうことかと言いますと、やはり一定期間自主的に避難しているの方々に対する支援を継続する必要がある、ということ表現しているわけでございます。その中でその後1年8ヶ月経ちましたときに、仮設住宅の供与は終了いたしますけれども、そのときに直ちに生活の拠点となる住宅問題をどうするかというのが一番大きな課題であることはかねてから内部で議論をしてまいりました。そういう中で県ともよくよく相談をして家賃の補助の仕組み、それから各被災者の方々のご意見を承りながら中身を詰めていくということですから、今回の基本方針の改定によりまして、住宅から追い出して住宅についての議論を一切しないという立場に立っているものではございません。

宮本県議

県が考えている支援策というのは、もう低所得者に限定されると思いますので、これは重大な問題だということを指摘しておきたいと思います。

次に避難指示解除に向けて、国が示した3要件について伺います。1つは、住民との協議についてです。避難解除を一律に行うことについては住民の不安が大きい訳です。

そこで、9月5日に避難解除を決定した檜葉町について、住民への説明会の開催状況と、そこでどのような意見が出され、出された意見に対してどのような対策を講じられてきたのか伺います。

内閣府原子力災害現地対策本部 後藤収副本部長

いまお話がございました檜葉町の避難指示の解除の件でございますけれど、避難指示解除の3要件の一つとしてですね、県・市町村・住民との十分な協議が求められているところでございまして、今回避難指示の解除にあたっては、住民説明会、それから議会との全員協議会等で丁寧な説明をやってまいりました。先般檜葉町に対して9月5日の解除という通知をさせていただきましたけれども、その通知の前には住民説明会を20回程開催してきたところでございまして、その中で様々な意見が出てきたわけございまして、例えば檜葉町の中では町内の医療機関が再開しておらず通院が大変だ、現状では生活していくためには商店の品揃えが不十分だ、というような意見が出されており、医療・買い物の分野で追加対策をすすめていくということにさせていただいております。具体的には町内の方々の無料デマンドバスの運行本数、運行時間の拡大をするとともに、かかりつけ医への通院が可能になるように運行先を町外の広野町の馬場医院、高野医院等にも拡大するという事もさせていただいております。また、商業者と調整いたしまして町内のスーパーの売り場面積の拡大や宅配サービスの開始ということも実際行われるということになってございます。

このように、地元との意見交換によって出てきた課題というのは一つ一つ今後も解決をしていき檜葉町の復興に全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

宮本県議

2つのめの要件はインフラ整備ですが、国は具体的にどのような内容が必要だと考えているのかお示してください。

後藤副本部長

インフラの整備ということでございますけれども、電気・ガス・上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラというものに加えまして、医療・介護・郵便などの生活関連サービスの復旧、それから子どもの生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗ということを想定してございます。

宮本県議

いまのような条件を考えているわけですが、それでは檜葉町はインフラ整備は整ったと判断されたのかお答えください。

後藤副本部長

檜葉町におきましては、インフラや生活関連サービスが概ね復旧できていると考えてございます。まだまだ様々なことを引き続きやりながら更なる向上を目指してまいりたいと思います。

宮本県議

町民の間ではですね、津波や地震、長期避難で朽ちたなど、住む家もない。復興住宅も1棟もない。帰りたくても帰れないんだと。それなのに解除だけ先行するのは納得できないとの声が出されているんですね。こういう声にどう応えようとしているんですか。

後藤副本部長

まさに、いまお話がありました住宅の問題というのは非常に重要な問題だと思ってございます。私どものほうもマッチングサービスの拡充、それから町外の事業者の紹介等県と一緒に取組んで行って、一日も早い復興につなげてまいりたいと思ってございますけれど、避難指示の解除というものの性格について申し上げさせていただきますが、これ自身は今まで帰りたいたいという人は帰れない、ある意味で強制的な措置であったわけですが、帰れる人・帰れない人がいる中ではありますけれども、帰りたいたいという人がご地元に戻るようにするというための避難指示（の解除）でありまして、これは順次、要は条件が整った方からお帰り頂くようなかたちになっていくのではないかと想定してございます。

宮本県議

いま申し上げたような不安の声は、むしろ帰りたいたい思っている人の間から強く出ているんだということを指摘しておきたいと思います。檜葉に限らず他の地域のインフラの状況はあと2年で整備出来ると国は考えているのでしょうか。

後藤副本部長

今般の6月の閣議決定でもお示ししたとおりでございますが、避難指示解除準備区域・居住制限区域につきましては、除染の十分な進捗をするというのがまず大前提でございまして、その後のインフラの整備、それから生活関連サービスの復旧をこれからさらに加速化をしていって、6年で帰れる環境をつくっていくということが我々のミッションだと思っております。そういう意味では関係省庁一丸となってしっかりとやってまいりたいと思っております。

宮本県議

3つめの要件は、生活環境の問題です。年間追加被ばく線量は20ミリSv以下にす

るということを掲げていますけれど、これでも不安だという住民は当然出てくるわけで、市町村除染と同様に年間1ミリSv以下にするこの対策を講ずるべきだと思いますが、その考えはありますか。

後藤副本部長

いまお話がありました20ミリSvでございませうけれども、これは国際的な科学的知見により、100ミリSv以下の低線量被ばくにつきましては、他の要因に隠れるくらい発ガンリスクは明らかな増加は見られないという状況の中で、100ミリ～20ミリSvの下限で20ミリSvというのを定めているわけでございますけれども、いまお話がございましたとおり20ミリSvは高いというお声があるのも事実だと思っております。他方ですね、我々は20ミリSvで一応解除の要件だと思っておりますけれども、1ミリSvということにつきましては、国際的には放射線の被ばくにおける安全と危険の境界値であるわけではないなということを示しつつ、長期的目標として帰還後の個人が受ける追加被ばく線量が1ミリSv以下になるように目指すということ、それから解除後の被ばくの状況をきめ細かく測るということということで放射線の不安を限りなく抑えていくという対策が必要だと思っております。そういう意味では、各町でやっている相談員制度等をしっかり充実させながら、個人の線量計によってどこにどういうタイミングでいたときに被ばく線量が出てくるのかということも、きめ細やかにやりながらしっかりとした対策としていきたいと思っております。

宮本県議

戻れる環境の前提はしっかりとした除染を行うことですから、被災者にしっかりと寄り添った対応を求めておきたいと思っております。

次に、賠償問題について伺います。国の改定復興指針による営業損害賠償の方針は、あと2年相当分で終わりにするというものですが、原子力損害賠償紛争審査会が示した指針、即ち、「営業が元の状態に戻るまで継続すべき」という原則からは大きく外れるのではないかと思います。どうですか。

経済産業省資源エネルギー庁 渕上善弘原子力損害対応総合調整官

先般閣議決定をされました改定福島復興指針でございますけれども、平成27年度、28年度の2年間、特に集中的に自立支援施策を展開するというところで原子力災害によって生じています損害そのものを解消を図ろうとするものでございます。また、賠償につきまして、個々の事業者の方々が自立に向けて将来の目途を立てられるようにということもございませうので、営業損害・風評被害の賠償を行うこととしたところでございませう。

ご指摘のとおり、中間指針におきましては基本的には被害者が従来と同じまたは同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的と規定をされてお

ります。それに加えて、営業損害・風評被害の対象となる期間については一定の限度があるとも規定をされているところでございます。また、その営業損害につきましては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることを考慮するでありますとか、例えば、公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられると規定されております。今回の閣議決定においてお示しさせていただきました考え方は、こうした中間指針で示されている考え方に則っているものであると考えておるところでございます。

宮本県議

与党の第5次提言に対して、県の損対協が取りまとめた要望は、「事故原発が更地になるまで賠償を継続すべき」という声も含めて賠償打ち切りなど到底あり得ないというのが圧倒的な声です。国はこれら要望事項をどのように受け止めてこの賠償方針に反映させたのか伺います。

渟上総合調整官

ご指摘のありました福島県の原子力損害対策協議会、6月7日に開催をされたものでございますが、そこにおきまして構成員の皆さまから多くのご意見を頂いたところでございます。そこでご提示を頂きましたご意見につきましても勘案をし、また与党の第5次提言などを踏まえまして、先般6月12日に改定福島復興指針を閣議決定させていただいたところでございます。この中身につきましては先ほどご紹介をいたしましたけれども、これを実際に遂行していくにあたりましては、この協議会でご提示を頂いたご意見も真摯に受け止めながら、被害者に寄り添った賠償というものが迅速かつ適切に行われるよう、引き続き東京電力を指導してまいりたいと思っております。

宮本県議

この要望を受け止めれば2年で終わりという方針が出てくるわけがありません。知事は、被害が続く限り賠償が継続されるべきと求めました。国も被害、損害が続く限り賠償は継続されるべきだということは認めるのですね。

渟上総合調整官

この閣議決定に基づきまして、今後2年間集中的に自立支援策を展開すると、賠償につきましても、年間逸失利益の2倍相当額の賠償を行うということにしております。その後につきましても、損害を余儀無くされる特段の事情がある等個別に事情を確認された場合には、適切に対応するようにと東京電力に今後指導をしてまいる所存でございます。

宮本県議

そこで適切だと東京電力が言っているのは、「相当因果関係」があるものについてということです。そこで、知事が「相当因果関係」の判断を簡素化するようにと求めました。国はこのことについてどう東電を指導するのか。また、国としてはどのような判断材料が必要と考えているのか、それは個別的な事情にに対応できるようなものだと考えているのかどうか、この点についてお聞かせください。

渇上総合調整官

「相当因果関係」の確認についてでございますけれども、これは当然事業者に過度の負担をかけないようにということで、丁寧に対応するように東京電力に国としても指導してまいります。その判断材料ということでございますが、それぞれのケースに応じたものとなるのではないかと考えておりますけれども、当然のことながらそれぞれのケースに適切に対応できるようなものにしたいと考えておるところでございます。

宮本県議

被害者は「相当因果関係」を立証する資料を出せと言われたって相当難しい。実際はこれまでも相当因果関係があるものしか賠償されてないんですよ、実際には。今までとこれからはどこがどう違うのか、具体的にお聞かせください。

渇上総合調整官

ご指摘のとおりでございます。事業者に過度の負担をかけることのないようにということで丁寧に対応するということが当然重要でございます。例えば具体的な例として、ある地域の業種全体の事業活動を表す客観的な統計データというものが原子力事故の前の水準に戻っていないということであれば、そもそもその業種全体について事故との相当因果関係があると認めるとすると。そういったことで東京電力自身を知るような範囲の情報で判断できるということであれば、事業者による証明というものを必要としないということも考えられると思っております。他方、多くの同業者の方々の売り上げ等が戻っているけれども一部の事業者だけが戻っていないというような場合には、なぜ減収になったかというようなことについて因果関係を確認をするということになるわけでございますけれども、その場合にあっては、その事業者に特殊な事情、固有の事情があるかないか、そういったものを丁寧に伺うということで被害者に寄り添った賠償が適切に行われるように東京電力に指導してまいりたいと思っております。

宮本県議

加害者が被害者に被害の実態を立証しろということ自体が極めて不適切だと指摘しておきたいと思えます。小売業者など地元で密着した事業者は、賠償が打ち切られたらもう廃業するしかない、こういうことを言ってるんですよ。檜葉の人でもそういう話を聞いたと避難者の方もおっしゃってました。そうなりますと、国は帰還してください

とは言う。しかしそのインフラ整備の重要な要件である商店等の営業再開については賠償を打ち切ることで阻害することになるんじゃないでしょうか。全く逆だと思いますがそう思いませんか。

渕上総合調整官

これにつきましては、繰り返しになってしまいますけれども、営業損害に対する賠償につきましては、今般の閣議決定で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を行うこととしておりまして、その後につきましても、損害を余儀無くされる特段の事情があるなど個別の事情をしっかりと聞きをして、適切な対応をするように指導をしてみたいと思っております。

宮本県議

次に、精神的損害賠償ですけれど、2018年の3月で終了だと言っていますが、戻れない人が相当出てくることが想定される。これは被害の実態に合っていないと思いますが、このことについてはどのようにお考えですか。

渕上総合調整官

精神的損害賠償でございますけれども、閣議決定をいたしました改定した福島復興指針におきまして、避難指示解除準備区域それから居住制限区域につきましては、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除できるように環境整備の加速に取り組むとしております。その賠償につきましてですけれども、早期帰還を図るわけでございますけれども、6年を待たずに早期に避難指示が解除された場合におきましても、精神的損害賠償について事故から6年後に解除する場合と同等の支払をするとしたものでございます。これにつきましては、ご指摘のような精神的損害賠償を打ち切るということを目的としたものではないということをご理解頂ければと思います。

宮本県議

実際は打ち切るものなんですよ。避難指示のない地域の精神的損害賠償についても全体的にADRへの申し立てが相次いでいます。この点については国はどのように捉えていますか。

文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室 橋爪淳次長

原子力損害賠償紛争審査会では、指針を準備策定してきてございまして、ご指摘の避難指示区域以外の地域につきましても、自主的避難等に係る損害等々につきまして、第一次追補あるいは第二次追補に示させて頂いているところでございます。さらに指針では、指針に明記されていない損害も個別具体的な事情に応じて事故との相当因果関係があれば賠償の対象となるということもきちんと明記させて頂いておりまして、そのこと

を踏まえて今後とも被災者の皆さま方に寄り添った公平かつ適切な賠償が迅速に行われるということが重要と考えておりまして、関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

宮本県議

時間がありませんので次に生活再建支援について伺います。

避難区域の内か否かに関らず、事業者は賠償が終われば事業は倒産か廃業するしかない、このように述べておりまして、本県経済にとっても死活の問題です。現在の営業損害等の賠償を受けている事業者数を、避難区域内と外に分けてお示しを頂きたいと思えます。

渕上総合調整官

事業者が東京電力に営業損害賠償手続きを請求するわけでございますけれども、事業者により請求する時期でありますとか対象期間というのが異なっておるものですから、ある時点で断面で賠償を受けられている事業者の数というのをお答えするというのは難しいところでございます。しかし本件賠償を開始した時から営業損害賠償それから風評被害賠償につきまして東京電力に一度でも請求をし、支払いもあったと。その事業者数につきましてでございますが、平成27年（2015年）7月末時点で避難指示区域内が約8,000事業者、避難指示区域外が約30,000事業者というふう聞いてございます。

宮本県議

この2年間の集中復興期間に、どのような支援策が行われるのかお示してください。

後藤副本部長

いまお話がありました2年間の集中復興期間の支援であります。従来補助金のようなある意味で国・県のほうが待っている姿勢ではなくて、いまお話がありました8,000社に対して、我々のほうから直接伺って、ある意味ではニーズを捉える、課題を捉えるということをして頂きたいと思えます。その中で課題に沿ったような国の事業再建計画の策定ですとか、事業再開に向けたある意味での補助金のメニューの提示とか金融の提示というかたちで、個別個別の状況に合わせて支援策を作り上げていくということをやってまいりたいと考えております。

宮本県議

国は2年間のこの集中支援策で「損害は解消する」と言ってるんですね。本当にそれが可能だと思ってるんでしょうか。

後藤副本部長

まずは実際にまわってみて、しっかりとニーズを把握しながら再建に向けての手順を示す、もしくは残債を抱えるが故に例えば事業をやめられないという方に関しては残債の整理などの手順を示すというようなことをやりながらやっていくということで、2年間できっちりと事業の再建、あるいは別なかたちの転換ということもやっていって、しっかりと2年で元に戻るようにしていきたいと思っています。

宮本県議

損対協の中でも2年間で解消できるわけがないというのが圧倒的な声でしたよ。だから私は、2年間で解消するのではなくて2年間で解消したことにされてしまうという危険性があると思うんだけど、国はそう考えませんか。

後藤副本部長

すいません、そこは2年間かけてどこまでいけるか、これはしっかりやっていきたいと思えます。もっと申し上げれば、最初にまわった後に今の支援制度で不足な部分があるのかなのかというのをしっかりとチェックをして、それを次年度につなげてまいりたいと思えます。その上で支援策を拡充しつつやっていくということで、これは2年後の実績を見て、また議論させて頂ければと思えます。

宮本県議

これは支援策とともに、賠償を継続されてこそ生業の再建が可能なんだという立場に立つべきですが、いかがですか。

渟上総合調整官

閣議決定をされました改定福島復興指針におきましても、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくためには、これまで以上に対策を加速充実させていく必要があるとされてございます。賠償につきましても、この閣議決定の趣旨に則って迅速かつ適切に行われるように東京電力を指導していきたいと思っております。また、その継続につきましても、この閣議決定でその後についても言及してございますのでそれにも則っていきいたいと考えております。

宮本県議

時間ですので終わります。

以 上